

＜施設御利用の皆さまへのお知らせ＞

## 京都市立錦林浴場の運営について

日頃は、公の施設である京都市立錦林浴場を御利用いただき、誠にありがとうございます。

当浴場施設は、昭和3年に保健衛生及び生活環境の改善向上を目的として開設し、サービスの向上や、より一層の効率的な運営に取り組んでおり、令和4年度から令和7年度までの間、指定管理者に管理を委託し、御利用いただいております。

当施設の運営は、以下に表示しておりますとおり、利用者の皆様からお支払いいただく入浴料のほか、市民の皆様に納めていただく税金によって支えられております。

今後は、錦林市営住宅における団地再生事業を着実に進め、同市営住宅の浴室等の住環境が整うまでの間、当該施設において、より多くの皆様に御満足いただける市立浴場を目指し、更なるサービスの向上に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

### ＜京都市立錦林浴場の料金体系と利用者数＞

入浴料：(大人) 490円、(中人) 150円、(小人) 60円

利用者数：12,043人（令和4年度）

### ＜支出＞

総額 3,850万円

[ いずれも概数 ]

利用者1人当たりの運営経費 3,200円 (A)

3,200円  
(100%)

### ＜収入＞

総額 540万円

利用者1人当たりの  
収入 450円 (B)

総額 3,310万円

入浴料その他  
450円  
(14%)

(A) - (B)

差額 2,750円 (86%)

市民の税金で負担 (公費で負担)

各入浴料金(大人～小人)の方等を、  
利用者1人当たりで算出した額です。

収入(公費)については、支出を100とした金額から、入浴料分を差し引いた額として算出して  
おり、収入額を全額記入したものではありません。

### ○ 施設を利用しない方も含めた市民の皆さまの御負担 (公費負担) により、現行の入浴料で施設が運営されています。

施設の運営費は、利用者の負担(施設使用料等)と公費負担(市民の皆さんに納めていただ  
く税金)などにより賄われています。

施設運営の現状について「見える化」を進め、施設の状況に応じた収支改善の取組  
(維持管理コストの見直し、施設の目的を踏まえた稼働率の向上等)を進めてまいります。

所管課名

京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課

(075-222-3635)